

自由研削といしの取替え等業務特別教育とは？

主に手で持つタイプのグラインダーや切断機を用いて、研削といしの取替えや、取替え時の試運転業務に従事する場合、自由研削といしの取替え等業務特別教育を受講する決まりがあります。研削といし取替えなどの業務は、厚生労働省が定める「危険又は有害な業務」に該当します。労働安全衛生法第 59 条第 3 項では、これらの業務の従事者に対して以下の規定を設けています。

労働安全衛生法第 59 条第 3 項

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない

つまり、研削といしの取替えや取替え時の試運転を行う業務は、特別教育受講の対象となります。

自由研削といしの取替え等業務特別教育はなぜ必要？

先に述べたように、自由研削といしの取替え等業務は労働安全衛生法で「危険又は有害な業務」に指定されています。なぜ自由研削といしの関連業務が危険なのかというと、適切に使わないといしが破裂するなどして、重大な災害につながる可能性があるためです。

研削といしを携帯用グラインダーや切断機に取付けて行う研削作業は、比較的容易といわれています。しかし、研削加工において、研削といしは少しずつ破損することで金属を加工するものです。つまり、研削といしは陶器のように壊れやすくなっているのです。

研削といしの知識やスキルが不十分な状態で使用すると、研削といしは想定外のタイミングで破損します。それにより、砕けたといしの破片が作業者に当たるなど、多くの労働災害が発生しております。

また自由研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務について、労働安全衛生法第 119 条に該当し、これに違反すると事業者に対して 6 か月以下の懲役又は 50 万以下の罰金に処されます。第 120 条にあたっては、違反行為をした時は行為者に対して 50 万円以下の罰金が科されます。このような罰則を避けるためには、事業者は自由研削といしの取替え等業務特別教育を実施し、作業者は教育を受けて修了証書を取得する必要があります。

よって、これまで特別教育を受けてない従事している者あるいはこれから従事する者は本教育を受けるよう進めさせていただきます。